

国から地方へ

平成19年から税源移譲によって

あなたの住民税が変わります。

都・道・府・県民税 市・区・町・村民税

もっと身近に、もっと豊かに。ひとりひとりのよりよい暮らしのために。

Q どうして変わるの？ **A** より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとは言えません。

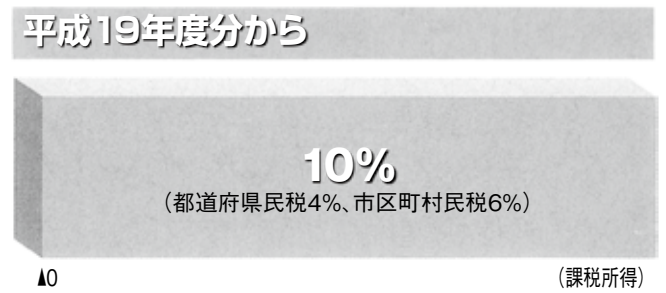
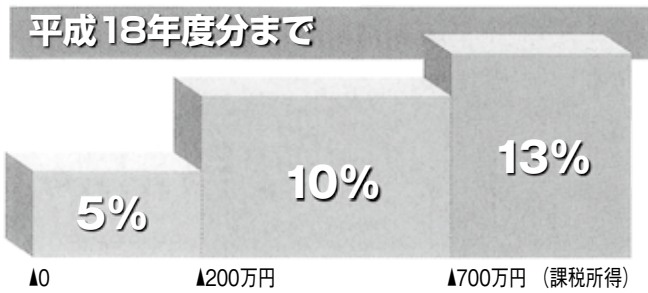
このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



Q どう変わるの？ **A** 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来、3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。(この改正は平成19年6月徴収分から適用されます)



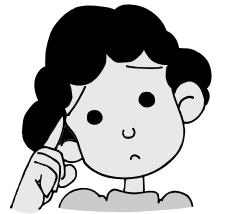
※図中の税率は、都道府県民税と市区町村民税を合わせたものです。

- 200万円までの課税所得は税率5%
- 200～700万円までの課税所得は税率10%
- 700万円超の課税所得は税率13%
- ◎たとえば、課税所得が300万円の場合……
200万円×5%+(300万円-200万円)×10%=20万円

- 課税所得にかかわらず、一律10%
- ◎たとえば、課税所得が300万円の場合……
300万円×10%=30万円
- ※実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

●課税所得とは?…皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

Q 税負担は増える？減る？



A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率に伴い、国が集める国税(=所得税)の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。また、

人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。しかし、平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止されるので、この分納税額が増えます。

●●● 平成18年分 納税相談日のお知らせ ●●●

月	日	曜日	中津支所		川辺本庁		美山支所
			午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)	
2	16	金	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所
	17	土					
	18	日					
	19	月	中津支所		小熊・鐘巻・若野(3階会議室)		美山支所
	20	火	中津支所		蛇尾・早藤・玄子・松瀬(早藤集会所)		上越方、下越方、阿田木、弥谷、打尾 浅岡各集会所
	21	水	中津支所		税理士(3階会議室)		猪谷、笠松、滝頭、初湯川、愛口、平集会所
	22	木	中津支所		紀中県税事務所(3階会議室)		皆瀬公民館、上初湯川集会所
	23	金	紀中県税事務所(中津公民館)		税務課(閲覧室)		税務署(美山山村開発センター)
	24	土					
	25	日					
	26	月	税務署(中津公民館)		山野・三津川・大滝川・市川(山野会館)		美山支所
	27	火	中津支所		三百瀬・平川・伊藤川・藤野川 (平川公民館)		美山支所
28	水	中津支所		税務課(閲覧室)	江川 (コミュニティ防災センター)	美山支所	
3	1	木	下滝本集会所	坂野川集会所	税務署(3階会議室)		美山支所
	2	金	姉子集会所	田尻集会所	和佐(和佐公民館)		美山支所
	3	土					
	4	日					
	5	月	中津支所		中津川・千津川・土生・入野(3階会議室)		美山支所
	6	火	中津支所		税務課(閲覧室)		李公民館、愛川児童館 熊野川生改センター
	7	水	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所
	8	木	中津支所		税務課(閲覧室)		高野集会所、西の川集会所、寒川出張所
	9	金	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所
	10	土					
	11	日					
	12	月	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所
	13	火	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所
	14	水	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所
	15	木	中津支所		税務課(閲覧室)		美山支所

- 休日については3月11日(日)にのみ 本庁税務課で納税相談を行います。
- 税理士、税務署、紀中県税事務所の相談時間は、9:30~12:00、13:00~16:00です。